

平成 30 年 6 月 6 日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03169

研究課題名(和文) 中国死刑制度とその改革の実証的事例的国際研究

研究課題名(英文) A Study on the Death Penalty and its Improvements in China

研究代表者

王 雲海 (Wang, Yunhai)

一橋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：30240568

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、まず、現地調査などの方法を使って、中国での死刑適用状況を探って、故意傷害罪や被害者側に過誤があった故意殺人事件、一部の経済犯罪、公務員横領収賄罪に対する死刑適用が減少している反面、治安に影響の大きい故意殺人事件、組織犯罪、麻薬犯罪、国家安全危害事件に対する死刑適用が依然高水準にあることを明らかにした。次に、個々の死刑事例の分析を通じて、死刑適用も死刑改革も政治的メカニズムのなかで主に政治情勢により左右されていることを究明した。最後に、制度の面からも実証・事例の面からも研究を行って、中国での死刑多用の理由が政治的なもので、死刑改革もそれにより大いに制限されていることを示した。

研究成果の概要(英文)：Three important conclusions on the death penalty and its improvement in China have been made clear. Firstly, There are still a lot of death sentences and executions to serious murder, organized crimes, drug crimes and some crimes on state benefit although there were some reduction of death sentences and executions to other crimes. Secondly, the practice of death penalty and its improvement in China are still contacted in a political mechanism. Thirdly, the real reason that China practices so many death sentences and executions can be identified as "Political", and the improvement on death penalty is determined by the politics there.

研究分野：刑事法

キーワード：中国の死刑 死刑多用 死刑執行 死刑改革 麻薬犯罪の死刑 経済犯罪の死刑 死刑の政治理由 死刑改革の限界

1. 研究開始当初の背景

中国は長い間世界で死刑を最も多用している国として知られている。その死刑多用に対して、国際社会、国内、日本を含む各国の刑事法研究者などから批判されて、その改善を強く求められている。それに対して、2000年代に入ってから、中国政府はようやく死刑制度とその適用の改革に乗り出して、今日まで続いている。中国死刑制度そしてその改革については、中国が死刑情報を国家秘密にして一切公表しないこともあって、学界では、本格的な研究が少なかった。そのなかで、研究代表者は科学研究費助成事業として「中国死刑制度改革の追跡的総合的国際研究」(平成2012 2014年)を行い、研究成果を日本語のほかに英語と中国語でも発表した。しかし、その研究は主に制度レベルでの研究であって、中国での死刑の実態そして死刑改革の実態を実証的にまたは事例的に究明するまでには至らなかった。このように残された課題を究明するために本研究を開始した。

2. 研究の目的

研究目的として、まず、中国での死刑制度とその適用実態を、特に実証的または事例的な視点から随時把握して、日本や世界に向けて発信し、世界的な関心事にすることで、中国の死刑制度とその改革を促進させる。次に、中国での死刑改革を随時追跡調査し、その進行状況を把握し、日本や世界に向けて発信すると同時に、日本などの国々での死刑制度の現状、死刑改革のアプローチを中国にも持ち込んで改革に生していく。最後に、本研究での研究成果を日本語のほかに、英語と中国でも発表して、中国の死刑制度とその改革に関する中国国内での研究の拠点・窓口としての役割を引き続き発揮していく。

3. 研究の方法

本研究では、研究方法として以下の三つを使って研究を行った。まず、制度レベルで中国での死刑制度とその改革の状況を追跡し、分析する。次に、実証的方法を使って中国での死刑適用の状況を図り、その傾向を描く。最後に、事例研究を行って、個々の事例から中国での死刑制度、死刑改革の現実、そのメカニズム、可能性と限界を探る。

4. 研究成果

本研究での研究成果として主に以下の四つのがあげられる。

中国に行って事例調査や関係者のインタビューなどを行い、まだ公表されていない中国での死刑適用状況を個別のケースの分析を通じて、把握することができた。そのうえ、そのような死刑適用状況変化の背景を政府が公開した一部の死刑判決などの文献及び上海市、海南省、広州市、北京市などでの調査を通じて明らかにすることができた。つまり、故意傷害罪、被害者側に過誤のある故意殺人事件、一部の経済犯罪、公務員横領収賄犯罪については死刑の適用が制限されて適用件数が減っているものの、故意殺人、強盗罪、強姦罪などのいわゆる凶悪犯罪、麻薬犯罪に対しては死刑の適用が依然高水準にある。特に、平成29年後半から「掃黒除恶」(組織犯罪を一掃し、悪勢力を絶滅させる)キャンペーンが新たに開始されたことに伴って、ほぼ全国範囲で死刑判決も死刑執行も増加する傾向が見られる。なかでは、一部の地方では、公務員横領収賄罪に対して、死刑改革の一環として、2年猶予つきの死刑だけを適用し、即時執行死刑を適用しないというやり方を事実上廃止し、公務員横領収賄罪に対して控えてきた即時執行死刑の適用が再び適用するように変化していることや、末端の麻薬犯罪者に対する即時執行死刑の適用も再び増えていることを明らかにした。死刑改革が2016年の年末までは司法改革の重要な一環としてほぼ順調に展開され、刑事実体法、刑事手続法、刑事司法上の適用基準といった複数のレベルにわたり、刑事司法機関を中心に進められてきた死刑罪名の削減、死刑適用手続きの適正化、死刑適用基準の厳格化といった改革が一定の程度実現されたものの、2017年後半から刑事司法への政治的指導が強調されて、政治から死刑改革に対する制限が多くなったように見える。特に司法改革の重要な一環として2014年から始められた死刑冤罪に対する是正の動きは、2017年から多くの政治的圧力に遭って、いまは、多くの地方で事実上止まっている状態に陥っている。このことは本研究での実証的・事例的研究を通じて明らかになっている。中国での死刑多用は政治的な理由によるものであって、中国での死刑改革も大いに政治から影響される、ということは研究代表者の長期的見解であるが、本研究の遂行を通じてそれが一層明白になった。つまり、中国での死刑適用は凶悪犯罪、麻薬犯罪、公務員横領収賄罪、一部の経済犯罪に集中しているが、そのいずれの理由も政治的なものである。第一に、共産党の「一党支配」

を原則としている中国においては、犯罪・社会治安はただの犯罪・社会治安の問題には決して留まらず、それ以上に、「一党支配」の正統性に関わるものである。凶悪犯罪を抑止してよい社会治安を維持することは、共産党の「一党支配」の成功の現われとして認識されて、その正統性または正統性を維持し、増強する一方、悪い社会治安状況は共産党の失政として認識されて、「一党支配」の正統性または正統性の維持は大いに損なわれてしまうことになる。凶悪犯罪・社会治安はこのような政治的意義を持つので、死刑の多用を辞さずに社会治安を直接害する凶悪犯罪に対して厳罰を科すことを通じて、よい社会治安を回復、維持することの政治的必要性が出てくるのである。第二に、麻薬犯罪に対して未だに死刑の適用に固執している理由は、麻薬犯罪に対する中国の特有な政治的認識と理解から見出すことができる。中国共産党と政府の公式的歴史観からすると、中国の近代史は 1840 年に起こったイギリスとのアヘン戦争から 1949 年の共産党政権発足までは西洋列強によって侵略された、「半植民地時代」と認識されている。このような近代中国は、中華民族として存亡の危機に立たされて、中国そのものも主権を失い、独立国家でなくなった。西洋列強が中国をこのように侵略、植民地化できたのは二つの武器を用いたからである。一つは銃(鉄砲)で、もう一つはアヘンであった。銃(鉄砲)は中華民族・中国の人々を物理的に打ち破った一方、アヘンは中華民族・中国の人々を精神的に打ち破った。このように、中国共産党と政府ないし中国社会全体にとって、アヘンなどの麻薬犯罪は、ただの一般犯罪ではなく、むしろ、「中華民族」、そして「中国」という国家を根本から滅ぼすような重大な政治的破壊行為であるように認識、理解されている。第三に、公務員横領収賄罪に対する死刑適用はその理由も政治的なものである。中国での公務員横領収賄罪は、党の一党支配の正統性である「大公無私」・「人民利益の最大な代弁者」を内部から直接傷つける、党にとってもっとも危険な政治犯罪・体制犯罪として位置づけられ、その保護法益が何よりもまず共産党の一党支配の正統性の維持とされている。そのために、死刑をも辞さないようになっている。第四に、一部の経済犯罪に対する死刑適用も政治理由による。「改革開放」以後の中国での私有制と市場経済の確立と拡大は、自然発生的で自然生成的なものでは決してなく、むしろ中国共産党により人為的に

展開されているものである。中国共産党の政治的政策としてその政治的権威を用いて強力的に推進されているものが政治的・権威的・人為的な私有制と市場経済の確立と拡大である。そのために、本来ならばただの自然犯罪であるはずの密輸、窃盗、投機取引などの経済財産犯罪は、中国共産党と政府にとっては、自然犯罪・経済財産犯罪以上にまず自分の政治的政策と政治的権威を挑発するような政治犯罪として見えるし、そのような経済財産犯罪によってもたらされる被害がまず自分たちに対する政治的ダメージとして認識される。一言でいえば、「改革開放」以後の中国での密輸、窃盗、投機取引などの経済財産犯罪は、外見上ただの経済財産犯罪ではあるが、しかし、実質上は、政治犯罪・体制犯罪の意味合いをもたされているのである。そのために、死刑も適用されていたのである。

実証的・事例的に究明した中国での死刑適用状況の変化、その改革の実態、特に死刑多用の本当の理由といった研究成果を、日本語以外には、英語と中国語で欧米などに向けて発表したほかに、日本での死刑再審の経験、手続き、基準、米国での死刑事件に適用する Super Due Process の内容、手続きによる死刑適用の制限といった外国での死刑改革のやり方を中国に随時紹介して中国での死刑改革を直接に促進することもできた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 5 件)

王雲海、「江歌案与日本的司法文化」、『法律適用』、2018 年第 2 号、第 106 頁 - 115 頁。査読有。

王雲海、「日本法廷完全按検方求刑少見」、『財経』、2017 年第 12 号、第 4 頁 - 7 頁。査読有。

王雲海、「中国の死刑制度とその歴史的的政治性」、『一橋法学』、第 15 巻 2 号、第 25 頁 - 46 頁、2016 年。査読有。

Wang Yunhai, "Due Process can Change the Death Penalty in East Asia", *Ryukoku Law Review*, Volume 48, pp.313-316, 2016. 査読有。

Wang yunhai, "The Reasons for china to Sentence some Bribery Offenders to Death: From an International Comparative Perspective", *Hitotsubashi Journal of Law and Politics*, Volume 44, pp.1-18, 2016. 査読有。

〔学会発表〕(計7件、うち招待講演6件、国際学会3件)

王雲海、「江歌案と日本の司法文化」、南開大学法学院(招待講演)、2018年、中国天津市南開大学シンヤンパス。

王雲海、「死刑冤罪と再審手続 日本の経験」、中国最高人民法院死刑問題研究会(招待講演、非公開)、2017年、中国北京市正義路1号。

王雲海、「賄賂をめぐる法制度と規制原理」、一橋大学法学研究科国際セミナー(招待講演)、2017年、東京都千代田区一橋大学一橋講堂。(国際学会)

王雲海、「中国の死刑制度とその改革」、日本弁護士連合会(招待講演)、2016年、東京都千代田区日本弁護士連合会会館。

王雲海、「中国の麻薬犯罪と死刑適用」、大阪弁護士連合会(招待講演)、2016年、大阪金子・中・橋本法律事務所。

王雲海、「日本の再審制度と死刑冤罪是正」、中国人民大学法学院(死刑冤罪研究会)(招待講演)、2016年、中国人民大学法学院刑事法研究センター。(国際学会)

Wang Yunhai, "Authors Meet Critics: China's Death Penalty in Transition: Policy, Practice, and Reform", The American Society of Criminology: The 71th Annual Meeting (Washington DC, U.S.A), 2015. (国際学会)

〔図書〕(計2件)

王雲海、指宿信、木谷明、後藤昭、佐藤博史、浜井浩一、浜田寿美男、市川寛、寺西和史、佐藤栄佐久、山田悦子、片山徒有、江川昭子、周防正行、大久保真紀、郷原信郎、佐藤幹夫、本田克也、只木誠、八木啓代、古川隆樹、『刑事司法への問い』、岩波書店、2017年、第1頁 230頁(第159頁 165頁)。

Wang Yunhai (co-author, edited by Bin Liang and Hong Lu, Foreword by Roger Hood), The Death Penalty in China: Policy, Practice, and Reform, Columbia University Press (U.S.A), pp.362 (p.97-122), 2016.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

王 雲海 (Wang Yunhai)

一橋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：30240568